

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 地球温暖化対策計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条―第十九条）</p> <p>第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条―第二十七条）</p> <p>第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）</p> <p>第六章 割当量口座簿等（第二十九条―第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第八章 罰則（第四十八条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、<u>全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み</u>、地球温暖化対策に関し、<u>地球温暖化対策計画</u>を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（定義）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 京都議定書目標達成計画（第八条・第九条）</p> <p>第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条―第十九条）</p> <p>第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策（第二十条―第二十七条）</p> <p>第五章 森林等による吸収作用の保全等（第二十八条）</p> <p>第六章 割当量口座簿等（第二十九条―第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第八章 罰則（第四十八条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、<u>すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ</u>、地球温暖化対策に関し、<u>京都議定書目標達成計画</u>を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>（定義）</p>

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 (略)

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
 - 二 メタン
 - 三 一酸化二窒素
 - 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 六 六ふつ化硫黄
 - 七 三ふつ化窒素
- 4 5 6 (略)

第二章 地球温暖化対策計画

(地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 5 10 (略)

3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 (略)

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
 - 二 メタン
 - 三 一酸化二窒素
 - 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - 六 六ふつ化硫黄
- 4 5 6 (略)

第二章 京都議定書目標達成計画

(京都議定書目標達成計画)

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。

2 京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 5 9 (略)

二 5 9 (略)

3 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の変更)

第九条 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならぬ。

3 前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用する。

(所掌事務)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 (略)

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び

(京都議定書目標達成計画の変更)

第九条 政府は、平成二十一年において、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、京都議定書目標達成計画を変更しなければならぬ。

3 前条第三項及び第四項の規定は、京都議定書目標達成計画の変更について準用する。

(所掌事務)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 京都議定書目標達成計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 (略)

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

(政府実行計画等)

第二十条の二 政府は、京都議定書目標達成計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全

強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 7 (略)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 12 (略)

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

第二十八条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 7 (略)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 12 (略)

(事業者の事業活動に関する計画等)

第二十二条 事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

第二十八条 政府及び地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

附則

第四条 政府は、平成二十七年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

附則

第四条 政府は、平成二十三年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。